



# 徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県監察局  
法制文書課

定期第619号 令和5年8月18日発行

目次

## 【告示】

番号	表題	担当課名
384	瀬戸内海環境保全特別措置法の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があった件	環境管理課

徳島県告示第三百八十四号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第一百十号）第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、同条第四項の規定により、その概要を次のとおり告示する。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和五年八月十八日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 申請の概要

1 申請者

名 称 株式会社清月屋敷

住 所 美馬市脇町岩倉二九五九番地一

代表者 代表取締役 井上惣介

2 工場又は事業場

名 称 清月屋敷

所在地 美馬市穴吹町穴吹字市ノ下一 六

3 特定施設の種類

水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第六十六号の三八に規定する入浴施設

4 特定施設及び汚水等の処理に関する事項

二の縦覧の期間及び場所において、関係書類を備え置いて縦覧に供するとともに、徳島県危機管理環境部環境管理課ホームページにおいて公表する。

二 縦覧の期間及び場所

1 期間

令和五年八月十八日から

令和五年九月八日まで

2 場所

徳島県危機管理環境部環境管理課及び美馬市市民環境部環境下水道課